

特定保守製品の見直しの検討について

(長期使用製品安全点検制度の点検対象製品の見直し)

2020年6月
経済産業省
産業保安グループ^o
製品安全課

1. 点検対象製品の選定の経緯

- 長期使用製品安全点検制度の点検対象製品の選定については、2007年当時、ガス瞬間湯沸器等の経年劣化による一酸化炭素中毒死事故が発生していたこと等を念頭に、以下の観点から選定が行われた。
 - 家屋に設置される製品（長期使用される傾向があり、不具合を覚知することが困難なため）
 - 一酸化炭素中毒や大電流による火災等の特に重大な事故になり易い製品
 - 経年劣化事故の発生率が1ppmを超える製品（社会的に許容されない事故発生率）
- 上述の観点を踏まえ、以下の9製品が点検対象の製品※として政令で指定された。

平成21年4月以降に販売した製品が対象



※消費生活用製品安全法においては、「特定保守製品」と表記される。

第二条 4 この法律において「特定保守製品」とは、消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（以下「経年劣化」という。）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重要な危害を及ぼすことが適当なものとして政令で定めるものをいう。

2. 近年の経年劣化事故発生率の低下と対象製品の指定見直し

- 経年劣化事故を予防するための電気用品安全法等の技術基準の強化や、メーカーによる製品改良の取り組みがあり、安全性が強化された製品での経年劣化事故が発生していないため、点検対象製品の経年劣化事故発生率は、選定時の発生率から大幅に減少。**当時の選定基準である1ppm（百万分の一）を下回っている製品は、政令改正により点検対象製品の指定から外すべきではないか。**

点検対象製品の経年劣化事故発生率の変化

	制度創設時の平均PPM値※	現在の平均PPM値※※
屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、プロパンガス用）	1. 89ppm	0. 11ppm
屋内式ガスふろがま（都市ガス用、プロパンガス用）	3. 49ppm	0. 20ppm
石油給湯機	5. 30ppm	1. 47ppm
石油ふろがま	7. 25ppm	2. 82ppm
FF式石油温風暖房機	1. 11ppm	0. 04ppm
ビルトイン式食器洗機	2. 03ppm	0. 29ppm
浴室電気乾燥機	1. 23ppm	0. 07ppm

※ 2000年～2006年の年平均値

※※2007年～2018年の年平均値（2019年11月時点のNITEによる試算）

3. 指定見直しの必要性

1. 特定保守製品を指定した際には、社会的に許容できない程度の事故率である 1 ppmを基準として、これを超える製品を指定。
2. 特定保守製品については、電気用品安全法等の技術基準の強化（PSマーク規制の強化）※等の製品設計上の経年劣化対策を措置。この結果、各製品の事故率は大きく低下。とくに、7 製品※については、1 ppmを大きく下回る事故率となっている。
 - ※平成20年度 ガス事業法等の技術基準改訂〈小型の屋内式ガス瞬間湯沸器の対策強化〉
 - 平成21年度 電気用品安全法の技術基準改訂〈ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の対策強化〉
 - 平成21年度 消費生活用製品安全法の技術基準改訂〈石油機器の技術基準を新設〉
 - ※①屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）、②屋内式ガス瞬間湯沸器（LPガス用）、③屋内式ガスふろがま（都市ガス用）、④屋内式ガスふろがま（LPガス用）、⑤密閉燃焼式石油温風暖房機、⑥ビルトイン式電気食器洗機、⑦浴室用電気乾燥機
3. これらの製品を引き続き特定保守製品として指定し続けると、製造事業者はその対応費用として年間推定 1 8 億円の支出が続き、特定保守製品として安全性を担保する必要性に比して、事業者には過大な負担を強いることとなってしまいます。また、これらの支出を回収するため、その費用は価格転嫁されるため、特定保守製品として指定し続けることで、消費者にとっても不利益が発生してしまいます。このため、これら 7 製品については指定から除く必要がある。
4. ただし、指定から除く製品についても、今後も、経年劣化対策の技術基準の強化をつうじたPSマーク規制等の対策を講じることにより、事故率の低下に向けて万全を期していく。
5. なお、点検制度については、登録率・点検率の向上が課題であり、この原因の 1 つとして、販売時の説明が不十分であることが考えられる。しかしながら、自治体による立入検査すべき店舗が多すぎて手が回っていないという事情もある。このため、指定見直しにより、立入検査すべき店舗を限定してそこにリソースを集中することで、販売時の説明を担保しつつ、行政コストも削減していく。

【参考】今後の点検対象製品の見直しに関する作業スケジュール（案）

令和2年

3月 経年劣化事故への対応検討委員会 報告書とりまとめ

4月～6月

- 法制局改正政令案審議
- 消費経済審議会製品安全部会（6月30日）

7月～10月

- 消費経済審議会製品安全部会への諮問/答申
- 規制に関する事前評価書の経産省HP掲載
- WTO事務局へのTBT通報（2ヶ月間の各国からの意見募集）
- 施行令改正案、経済産業省関係特定保守製品に関する省令改正案のパブリックコメント実施（1ヶ月間の意見募集）・結果の公示

11月～3月

- 各省庁協議
- 関係業界に事前周知
（メーカー、ガス関係業界、マンション等不動産業界、UR機構、家電量販店、ホームセンター、建材卸商業界、自治体担当者等）

令和3年4月頃 改正施行令、改正省令の公布（官報掲載）